

令和2年4月2日

教職員 各位

学長 石 田 朋 靖

新型コロナウイルス感染症対策のための在宅勤務制度について（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本学においては、感染拡大を防止し、本学教職員及び学生等の安全を確保する目的で、下記のとおり在宅勤務を可能とすることとします。

記

1. 要件

外出自粛要請等が出されている埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県から通勤している教職員で、業務の性質上、在宅での勤務が可能である場合

※教員に在宅勤務を許可できる目安

授業：メディア講義の準備、実施が可能である場合

教育：学位論文、ゼミ等の指導がオンライン等で可能である場合

研究：自宅での研究活動が可能である場合

会議等：メールでの会議、メディア会議で出席、

対面が必要なときは代理出席が可能である場合

なお、在宅勤務期間中の出張や外出を伴う兼業等は認められません。

2. 対象期間

当面は、令和2年4月6日（月）～令和2年5月31日（日）までの期間とする。

3. 申請方法

事前に勤務監督者に在宅勤務の申請（メールも可）を行う。

勤務監督者は、在宅勤務を認める場合は、業務命令書により申請者に通知する。

4. 在宅勤務時の勤務管理について

在宅勤務を命じられた教職員は、日々の業務内容を業務日報として記録しておき、当月末日までに勤務監督者に提出すること。なお、在宅勤務時は、事業場外みなし労働時間制度を適用し、所定労働時間勤務したものとみなし、超過勤務及び休日勤務は命じないものとする。

（注）月の初日から末日まで1日も通勤の実績がない場合は、通勤手当の支給がないことを御承知願います。

問い合わせ先：

総務課労務担当

福島（内線 5031）、田村（内線 8171）

E-mail: roumu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp